

特定非営利活動法人Tsukuba Global Link 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Tsukuba Global Linkという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県新座市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主に高校生を対象とした教育的価値の高い国内外の研修及び異文化交流活動を企画、実施及び支援する事業を行い、高等学校等における教育の充実と、国際理解及び国際協働の促進に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 主に高等学校等の生徒が参加する国内外の研修プログラムの企画及び提案
 - ② 研修プログラムに含まれる事前学習、事後学習、講演会等の実施
 - ③ 主に高校生等を対象とした国際理解教育（講演会、ワークショップ、出前授業等に係る講師派遣を含む）の実施
 - ④ 教員等を対象とした探究学習等に関する研修会（講演会、ワークショップ等に係る講師派遣を含む）の実施
 - ⑤ 一般を対象とした国際理解教育等の研修会（講演会、ワークショップ等に係る講師派遣を含む）の実施
 - ⑥ 本法人の活動に関する書籍等の出版
 - ⑦ 教育に関するコンサルティング事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法

(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

い。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第25条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

（理事会の構成）

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

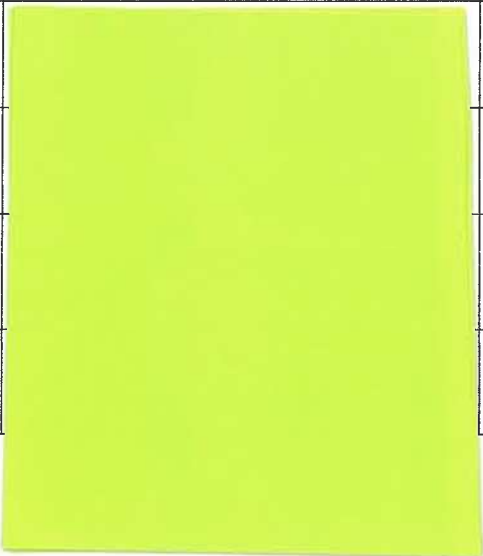
附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	中 臺 昇一
副代表理事	建元 喜寿
理事	SMITH RUSSELL JAMES
監事	目 崎 新也
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 9 月 3 0 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - ① 入会金 1, 0 0 0 円

役員名簿

特定非営利活動法人 Tsukuba Global Link

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	ナカダイ ショウイチ 中 基 昇 一		無
理事	タテモト ヨシカズ 建 元 喜 寿		無
理事	スミス ラッセル SMITH RUSSELL ジェイムス JAMES		無
監事	メザキ シンヤ 自 崎 新 也		無

設立趣旨書

1. 趣旨

近年、高等学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、グローバル化の進展に伴い、国際理解力や異文化協働力の育成がこれまで以上に重要な課題となっています。

一方で、教育的価値の高い海外研修や国際交流の機会については、学校や地域による格差が依然として存在しており、安全面や指導体制の確保など、多くの課題が指摘されています。

このような状況を踏まえ、本法人は、高校生を中心とした質の高い国際教育の機会を提供する事業を展開するとともに、公共性および透明性を重視した運営を行い、社会に開かれた国際教育活動を継続的に推進することを目的として、特定非営利活動法人の設立を目指すものです。

2. 申請に至るまでの経緯

本法人は、以下の目的のもと活動を企画・検討してきました。

- ① 主に高等学校等における教育の充実と、国際理解および国際協働の促進に資することを目的とし、主に高校生を対象とした教育的価値の高い国内外の研修および異文化交流活動の企画・実施・支援を行うこと。
- ② 上記の活動を通じて、次代を担う若者の広い視野と主体的な学びを育成するとともに、教育関係者の専門性および教育的視点を活かした質の高い国際教育の実現を目指すこと。
- ③ 教育機関、地域社会、海外の教育機関や団体等との連携を図りながら、すべての高校生が安全かつ有意義にグローバルマインドを育む実践的な経験を積むことのできる環境づくりに寄与すること。

これらの教育課題について、教育現場における実践や有識者・学校関係者との協議を重ねる中で、上記の活動を事業として展開する必要性が共有されました。その結果、NPO 法人の設立が最も適切な形態であるとの結論に至り、会議や勉強会を重ねて準備を進めてまいりました。

その後、2026年5月にはNPO 法人設立準備会を実施し、同年8月に設立総会を開催いたしました。

今後、継続的かつ安定的に事業を展開し、団体としての運営基盤を強化するためにも、NPO 法人化は不可欠であると考えております。

令和8年9月7日

特定非営利活動法人 Tsukuba Global Link

設立代表者 中 墓 昇一

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 Tsukuba Global Link

1 事業実施の方針

教育現場の実情を理解する教育関係者と外部有識者が連携し、高校生を中心とした安全で教育的価値の高い国際教育の機会（海外研修・異文化交流）を提供する。事前・事後学習を含む学習設計と安全管理を重視し、学校・旅行業者・受入先等と協働して質の向上と格差是正に資する運営を行う。

2 事業の実施に関する事項（成立の日 ～ 2027年9月30日）

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
・主に高等学校等の生徒が参加する国内外の研修プログラムの企画及び提案 ・研修プログラムに含まれる事前学習、事後学習、講演会等の実施	旅行行程内の研修・探究・交流の企画・実施（旅行催行は提携旅行業者）。事前学習、現地学習（交流・FW等）、事後学習（成果発表）を実施。	年2回 （マレーシア、オーストラリア）	国内（オンライン又は新座市周辺）／海外（左記各国）	各回2名程度	高校生 延べ60名	1,050
・主に高校生等を対象とした国際理解教育（講演会、ワークショップ、出前授業等に係る講師派遣を含む）の実施	学習設計・安全管理に関する助言（事前事後学習、評価、危機対応の考え方等）。翌年度以降の伴走支援に向け、簡易ガイド・ひな形を整備。	随時 （年3件程度）	オンライン又は学校訪問	1～2名	高等学校等（教員） 延べ10名程度	50

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
・教育に関するコンサルティング事業 ・本法人の活動に関する書籍等の出版 ・一般を対象とした国際理解教育等の研修会（講演会、ワークショップ等に係る講師派遣を含む）の実施 ・教員等を対象とした探究学習等に関する研修会（講演会、ワークショップ等に係る講師派遣を含む）の実施	教材・運営ガイド作成、Web等で月1回以上の情報発信、年1回以上の成果共有（報告会・セミナー）を実施。	情報発信：月1回以上／成果共有：年1回以上	オンライン又は新座市周辺	1名程度	高校生・教員・保護者等 延べ300名程度	80

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込み額 (千円)
(その他の事業は行わない)					

令和9年度 事業計画書

特定非営利活動法人 Tsukuba Global Link

1 事業実施の方針

初年度の実施を踏まえ、既存研修先の改善および新規研修先の企画検討に伴う実踏（下見）を実施し、校外学習の安全性と教育的効果を高める。学校への相談対応を拡充し、簡易ガイド・ひな形等を整備して実施体制の強化を図る。

2 事業の実施に関する事項（2027年10月1日 ～ 2028年9月30日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見 込み額 (千円)
・主に高等学校等の生徒が参加する国内外の研修プログラムの企画及び提案 ・研修プログラムに含まれる事前学習、事後学習、講演会等の実施 ・主に高校生等を対象とした国際理解教育（講演会、ワークショップ、出前授業等に係る講師派遣を含む）の実施	年4回の研修提供を継続。既存研修先（タイ・マレーシア）の改善目的の実踏（下見）及び新規研修先（ハワイ）の企画検討に伴う実踏（下見）を実施。	年4回＋実踏2回 （タイ・マレーシア／ハワイ）	国内（オンライン又は新座市周辺）／海外（タイ・マレーシア、ハワイ等）	研修：各回2名程度／実踏：1～2名	高校生	延べ120名	2,450
	初年度に整備した簡易ガイド・ひな形を活用し、学習設計・安全管理助言を拡充。必要に応じモデル校に伴走支援。	随時（年6件程度）	オンライン又は学校訪問	1～2名	高等学校等（教員）	延べ30名程度	80

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
・教育に関するコンサルテーション事業 ・本法人の活動に関する書籍等の出版 ・一般を対象とした国際理解教育等の研修会（講演会、ワークショップ等に係る講師派遣を含む）の実施 ・教員等を対象とした探究学習等に関する研修会（講演会、ワークショップ等に係る講師派遣を含む）の実施	教材・ガイドの公開範囲を拡大し、月1回以上の情報発信と年1回以上の成果共有を継続。	情報発信：月1回以上／成果共有：年1回以上	オンライン又は新座市周辺	1名程度	高校生・教員・保護者等 延べ300名程度	100

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込み額 (千円)
(その他の事業は行わない)					

活動予算書(その他の事業なし)

(単位:円)

令和8年度:成立の日~2027年9月30日

特定非営利活動法人 Tsukuba Global Link

I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4 事業収益		
事業収益	1,500,000	研修提供対価:25,000円×延べ60名(30名×2回)
5 その他収益		
受取利息	10	
雑収益	0	
経常収益計(A)	1,500,010	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
臨時雇賃金	1,000,000	校外学習2回:派遣(2名/回を含む)謝金 250,000円×2人×2回
法定福利費	0	
人件費計	1,000,000	
(2) その他経費		
仕入高	110,000	教材・印刷50,000/会場費30,000/案内・広報30,000
旅費交通費	20,000	
車両費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	0	
減価償却費	0	
保険料	50,000	
その他経費計	180,000	
事業費 計	1,180,000	
2 管理費		
役員報酬	0	
会議費	10,000	
通信運搬費	30,000	
雑費	230,000	内訳:事務消耗品30,000/支払手数料50,000 事務所賃借料150,000(12,500×12)
管理費 計	270,000	
経常費用計(B)	1,450,000	
当期経常増減額(A-B)	50,010	
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計(C)	0	
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
経常外費用計(D)	0	
設立時正味財産額(又は前期繰越正味財産額)	10,000	
当期正味財産増減額(A-B+C-D)	50,010	
次期繰越正味財産額(上記2行の合計)	60,010	

活動予算書(その他の事業なし)

(単位:円)

令和9年度:2027年10月1日~2028年9月30日

特定非営利活動法人 Tsukuba Global Link

I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4 事業収益		
事業収益	3,000,000	研修提供対価:25,000円×延べ120名(30名×4回)
5 その他収益	0	
受取利息	10	
雑収益	0	
経常収益計(A)	3,000,010	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	2,400,000	校外学習4回:派遣(2名/回を含む)謝金 250,000円×2人×4回 実踏:ハワイ(新規)400,000円
臨時雇賃金		
法定福利費	0	
人件費計	2,400,000	
(2) その他経費		
仕入高	160,000	教材・印刷100,000/会場費30,000/案内・広報30,000
旅費交通費	20,000	
車両費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	0	
減価償却費	0	
保険料	50,000	
その他経費計	230,000	
事業費 計	2,630,000	
2 管理費		
役員報酬	0	
会議費	10,000	
通信運搬費	30,000	
雑費	200,000	内訳:事務消耗品30,000/支払手数料20,000 事務所賃借料150,000(12,500×12)
管理費 計	240,000	
経常費用計(B)	2,870,000	
当期経常増減額(A-B)	130,010	
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計(C)	0	
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
経常外費用計(D)	0	
設立時正味財産額(又は前期繰越正味財産額)	60,010	
当期正味財産増減額(A-B+C-D)	130,010	
次期繰越正味財産額(上記2行の合計)	190,020	